

図書館サービスと著作権

南 亮一（国立国会図書館関西館）



このスライドはクリエイティブ・コモンズ表示-非営利4.0国際ライセンスの下に提供されています。

本日の構成

- 著作権とは？
- それぞれのサービスとの関係
 - 閲覧／上映、貸出し、複写、保存のための複製、蔵書とするための複製、表紙の利用、読み聞かせ
- 「権利制限規定」が適用できないときは？
- TPPと著作権との関係
- 関連サイトなどのご紹介

著作権とは？

図書館サービスと著作権

著作権とは？

- 著作権：「著作物」を使うときに働く権利。
- 原則として著作者（著作物を作った人）が持っている。
(例外)
 - 「職務著作」：作った人が所属する組織が著作者となる場合。
 - 著作者が著作権を譲渡したり相続により著作権が移転した場合（この場合の著作権を持つ人のことを「著作権者」といいます）

著作権とは？（続）

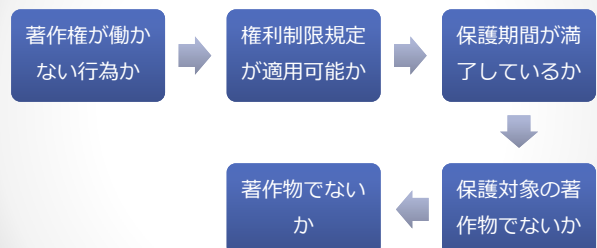
- （あまりピンと来ないかもしれませんが）著作物を使う場合には、著作（権）者から許諾を得なければなりません。
- ただ、例外がいろいろと…。

【主な例外】

1. 特別の定め（「権利制限規定」）がある場合
2. 著作権が切れている（消滅している）場合
3. その他（法令・通達・判決文など）

⇒このため、ほとんどの場合に許諾を得なくてよいようになっています！

許諾が必要かのチェックリスト



「著作隣接権」について

- 著作権法では、「著作権」とは別に、「実演」（演奏、歌唱、演技、演芸、指揮、演出…）、「レコード」、「放送」、「有線放送」を「著作隣接権」という権利で保護。
- 権利の働き方が「著作権」とほぼ同一で、放送番組やレコードを使う場合などだけにしか関係しませんので、今回は説明を省略します。

●7

著作権法の解釈不要の場合

- 使用許諾条件が定められている場合
 - 商用オンラインデータベース など
- （一定範囲での）自由利用を許諾する表示がある場合
 - 文化庁の「自由利用マーク」（ほとんどない）
 - クリエイティブコモンズ・ライセンス（ネット上など）
 - EYEマーク
- ※利用を制約する表示については基本的に従う必要はない。（例：「禁無断転載」など）

●8

著作権法の解釈不要の場合

自由利用を認める表示の例



複製権等その他の権利の範囲で文字のままでこの本を利用出来ない人のために、便利を目的とする場合を除き「録音複製」「赤字複製」「拡大写本」等の製作をすることも認めず、その際は著作権者、または、出版社までご連絡下さい。

●9

著作権法の解釈不要の場合

商用オンラインデータベースの例

（例）聞蔵IIビジュアル利用規約【公共図書館用】

2. 利用者は、認証端末における1回の利用につき、次の範囲でプリントアウトができますが、同一データを複数プリントアウトしたり、プリントアウトしたデータをさらに複製したりすることはできません。また、利用者が本項のプリントアウトを行う回数は、利用者お一人1日当たり2回までを限度とします。

（1）見出しまでの検索結果：最大1000件（2）記事本文（テキスト・イメージ）：最大50件（3）人物データ：最大50件（4）紙面イメージ：最大50件（5）歴史アーカイブデータ：最大50件（6）知恵蔵データ：最大50件

●10

どういった場合に著作権が働くか

- 「著作権」は大きく「著作人権」と「著作権」に別れる。
- 著作人権

権利の名称	根拠条文	内容
公表権	18条	公表するか否か、公表するタイミングを決定 ※日記、書簡の閲覧で関係
氏名表示権	19条	名前を出すか、出すならどういった名前にするかを決定
同一性保持権	20条	題字や中身を無断で改変されない。（やむを得ない場合は除く） ※複写の縦横比の変更などで関係 ※白黒コピーは「やむを得ない」

●11

どういった場合に著作権が働くか

- 著作権

権利の名称	根拠条文	具体例
複製権	21条	コピー、デジタル化、録音録画など
上演・演奏権	22条	レコード再生など
上映権	22条の2	DVD・マイクロ資料の閲覧・上映など
公衆送信権	23条1項	メール配信、放送、アップロードなど
伝達権	23条2項	街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信
口述権	24条	朗読
展示権	25条	（美術・未公表写真の）展示
頒布権	26条	ビデオソフトの貸出、新品販売
譲渡権	26条の2	新品販売
貸与権	26条の3	資料の貸出し（ビデオソフトを除く）
翻訳・翻案権	27条	和訳、立体化、平面化、映画化など

●12

どうの場合に著作権が働くか

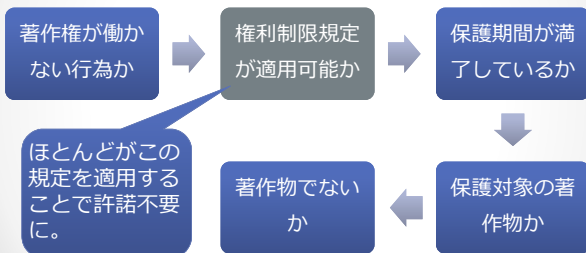
- 複写 = 複製に該当。「複製権」
- 貸出
 - 映画：頒布に該当。「頒布権」
 - 映画以外：貸与に該当。「貸与権」
- 閲覧
 - 端末・モニタを通じて：上映に該当。「上映権」
 - 音楽CDなど：演奏に該当。「演奏権」
 - 紙媒体：著作権は働かない！

著作権が働かないのは？

- 紙の資料の閲覧サービス
 - cf) マンガ喫茶の営業形態
- 新聞原紙から記事を切り抜き、スクラップ帳に貼付して閲覧に供する。
 - cf) 新聞からコピーしたものを貼ると×
- 本の表紙カバーを外して新刊案内として掲示
- 本の表紙カバーを切り取ってしおりなどに作り替える。
 - cf) 表紙を描いたり、コピーして活用すると×

●14

それじゃどうして許諾要らないの？



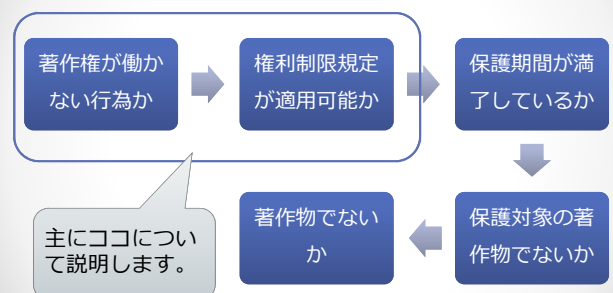
それぞれのサービスとの関係

図書館サービスと著作権

はじめに

- ここでは、「権利制限規定」について、それぞれのサービスごとにどのように適用されるかについて説明します。
- 「権利制限規定」：一定の条件（公益目的など）を満たせば、著作（権）者からの許諾を得なくてよいとする規定。
- 日常行っている著作物の利用のほとんどについて著作（権）者からの許諾が不要なのは、この権利制限規定によるもの。

許諾が要るかのチェックリスト



●18

主な権利制限規定

名称	根拠条文	具体例
私的使用のための複製	30条1項	ビデオ録画、模写、コンピコピーなど
図書館等における複製	31条1項	コピーサービス、保存のための複製など
引用	32条1項	批評や紹介のために文章や絵などを掲載
授業のための複製	35条1項	学校の授業の教材にするための複製
点字による複製等	37条1・2項	点字図書や点字データの作成、送信
視覚障害者等への複製等	37条3項	録音図書・拡大本等の作成、ネット配信
非営利・無料の上映等	38条1項	非営利・無料による演奏・口述・上映など
非営利・無料の貸与	38条4項	非営利・無料による貸出し
翻訳・翻案による利用	43条	権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加
複製物の譲渡	47条の9	権利制限規定の目的内で譲渡OK

● 19

はじめに

◆取り上げる図書館サービス

1. 閲覧／上映
2. 貸出し
3. 複写
4. 保存のための複製
5. 蔵書とするための複製
6. 表紙の利用
7. 読み聞かせ

●

●

1. 閲覧／上映

3つに分類できます。

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合
2. 音楽を聴いてもらう場合
3. 紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合

● 21

1. 閲覧／上映

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合

- 「上映」（著作権法第2条第1項第16号）に該当。
 - 「上映権」（同第22条の2）の対象に。
 - 「非営利・無料」の上映（同第38条第1項）に該当。
- ∴ 著作権者からの許諾は不要。

●

● 22

1. 閲覧／上映

- 法2条1項16号
十六 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。
⇒映画の上映以外にも、画像ファイル（静止画）・文書などをモニタやディスプレイに映し出す行為も含まれます。また、AVブースで見せる行為も含まれます。
- 法22条の2（上映権）
「著作権者は、その著作物を公に上映する権利を専有する」

● 23

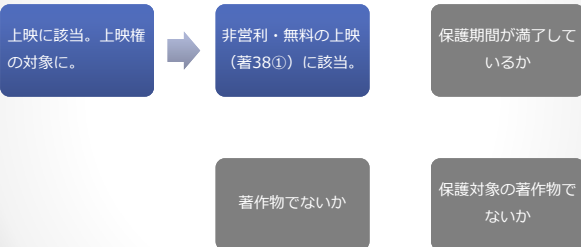
1. 閲覧／上映

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
⇒この規定は閲覧サービス以外にも様々なところで適用される重要な規定です。
- 有料化すると許諾が必要に！

●

● 24

許諾が要るかのチェックリスト



● 25

発展：上映会は？

- 法38条1項は映画の上映一般にも適用可能な条文ですが、上映会については制約が。なぜ？
- ビデオが普及した1980年ごろからビデオ業者や劇場主からクレームが発生し始めました。
- この対応のため、(社)日本図書館協会と(社)日本映像ソフト協会が協議を行い、上映会のためのガイドラインとなる「合意書」(2001.12.12)を策定。
- 以後はだいたいこのガイドラインに沿った運用が行われています。(ビデオ・映画関係者との摩擦回避のため)

● 26

発展：上映会は？

- 「合意書」の内容
 - (i) 対象となる「上映」：上映会。館内視聴は対象外。
 - (ii) 対象となる資料：ビデオ、DVD。フィルムは対象外。
 - (iii) 内容：①「上映権付き」は無条件OK。それ以外でも「16mm興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているとき」でなければOK。
- 上映権付きビデオは通常は自館のみの使用に限定とされます(詳細は利用条件をご確認ください)。

● 27

1. 閲覧／上映

2. 音楽を聴いてもらう場合
 - 「演奏」(著作権法第2条第7項)に該当。
 - 「演奏権」(同第22条)の対象に。
 - 「非営利・無料」の演奏(同第38条第1項)に該当。
- ∴ 著作権者からの許諾は不要。

● 28

1. 閲覧／上映

- 法2条7項
「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること(公衆送信又は上映に該当するものを除く。)及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること(公衆送信に該当するものを除く。)を含むものとする。
- 法22条(上演権及び演奏権)
「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する」

● 29

1. 閲覧／上映

- 法38条1項(非営利・無料の上演等)
「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
- これについても、有料化すると許諾が必要に！

● 30

1. 閲覧／上映

3.紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合

⇒著作権は働きません！

- 展示権：美術・写真の著作物の**原作品**のみ適用。
- 貸与権：**施設外持ち出し**の場合のみ適用。

典型例：まんが喫茶

2003年ごろ漫画家の団体がまんが喫茶を著作権で規制しようとしたがこの事実気付いたため取りやめたことが。（ゲームソフト、DVDソフト等は権利処理済）

● 31

2.貸出し

- 貸出対象となる著作物が映画かそうでないかで変わってきます。
- 映画⇒著作権者（＝映画製作者、楽曲の著作権者など）の許諾が必要。
- それ以外⇒許諾不要。
- なお、有償で貸し出す場合は要許諾。

※中央館⇔分館の「貸出」は保管場所の移動に過ぎないので「貸与」には当たらないと思います。

● 32

2.貸出し

- 法26条の3（貸与権）

「著作権は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」

- 法26条（頒布権）

「著作権は、その**映画の著作物**をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作権は、**映画の著作物**において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

● 33

2.貸出し

- 法2条1項19号

「十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。」

● 34

2.貸出し

- 法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物（**映画の著作物を除く。**）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（**映画の著作物において複製されている著作物であつては、当該映画の著作物の複製物を除く。**）の貸与により公衆に提供することができる。」

- 映画の著作物が徹底的に取り除かれている！
- 映画の著作物の複製物の非営利・無料の貸与の規定（法38条5項）はあるが、図書館の貸出については適用できる状況になっていない。

● 35

2.貸出し

- 書籍・雑誌の付録CD-ROMやDVDの貸出

中に「映画の著作物」があるかどうかで決定。

ある⇒原則として貸出できない。

ない⇒貸出可能

いちいち「映画の著作物」のありなしを確認！？

⇒JEPAの「図書館館外貸出可否識別マーク」

<http://www.jepa.or.jp/mark/CDlogo.html>



図書館に収録された映画の著作物の複製物を貸出することはできません。



図書館に収録された映画の著作物の複製物を貸出することはできません。

● 36

3.複製

- 「複製」（著作権法2条1項15号）に該当。
- 「複製権」（著作権法21条）が働く。
- 館種・サービス内容によっては「権利制限規定」が適用可能に。
 - 国立国会図書館、公共図書館、大学図書館など
⇒著作権法31条1項1号
 - 学校図書館
⇒著作権法35条1項（先生や生徒の「手足」として）
 - その他適用可能なものも（行政・立法機関での内部資料：著作権法42条1項など）

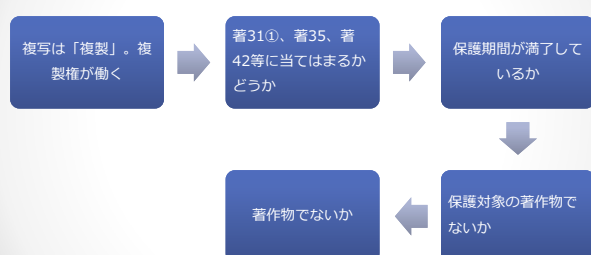
● 37

3.複製

- 著作権法2条1項15号
十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。
イ・ロ 〔略〕
 - 著作権法21条（複製権）
「著作権者は、その著作物を複製する権利を専有する」
- ∴「権利制限規定」を適用しないと、著作権者からの許諾が必要となる。

● 38

許諾が要るかのチェックリスト (實際上)



● 39

3.複製

複写サービスに適用可能な権利制限規定一覧

条文番号	複写の主体	複写物の使用目的	複写対象資料	複写可能範囲
31条1項1号	公共・大学図書館等	調査研究	所蔵資料	原則として著作物の一部分
35条1項	授業を担任/受ける者(*)	授業の過程における使用	制限なし(*)	必要と認められる限度内
42条1項	限定なし	裁判・立法行政内部資料	制限なし	必要と認められる限度内
42条2項	限定なし	特許・薬事関係手続	制限なし	必要と認められる限度内
(参考) 30条1項	複写物を使用する人	個人的・家庭内など	制限なし	制限なし

(*) 学校図書館はこれらの者の「手足」としてのみ複写可。またこの場合は、自館所蔵資料に限定されると解釈。

● 40

3.複製

- 公共図書館、大学図書館などの複写サービス
⇒著作権法31条1項1号を適用してコピーサービスを行うことが一般的。
- 著作権法31条1項1号では、
1. 著作権チェックの実施の必要性
 2. 複写料金の上限（実費相当分）
 3. インターネットHPのプリントアウトなどを除外
 4. 利用者からの求めに応じること
 5. 調査研究目的に限定
 6. 複写可能範囲を「著作物の一部分」（「発行後相当期間」経過後の新聞雑誌等の掲載記事論文は全部OK）に制限
 7. 一人につき一部
- という様々な要件が定められています。

● 41

3.複製

- (図書館等における複製等)
- 第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。
- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合（以下略）

● 42

3.複製

- 著作権チェックを行わなければならない根拠

著作権法第31条に該当しない複写

(①・② 略)

③ コイン式複写機器等による複写

ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

- (1) 使用するコイン式複写機は、図書館等による複写に準じて取り扱う。
- (2) 利用者は、**図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと。**
- (3) 図書館等は、この申し込みについて、**適法なものか否か厳格な審査を行うこと**
- (4) **複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否かを厳格に審査すること**〔以下略〕

「複写に関するガイドライン(案)」(1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案)

→この基準は業者委託の場合にも事実上適用されていることから、すべての場合において著作権チェックが必要なものと解されることになります。

● 43

3.複製

- 著作権法第31条第1項が図書館にコピーサービスを義務づけるものではないとする根拠

著作権法31条1号…は、…著作権者の専有する複製権の及ばない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。

「多摩市立図書館事件判決」(東京地方裁判所平成7年4月28日判決)

● 44

3.複製

- 「その営利を目的としない事業」の意味

図書館の施設が複製できるのは、その営利を目的としない事業としてでありますから、官公施設や公益法人施設が利用者から実費を徴収するのは差し支えありませんが、実費名目でも、複写設備維持費・用紙代・人件費等の実額をはるかに超える費用を徴収するときは、営利的色彩を帯びるものとして、脱法行為のそりを免れません。

(加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』著作権情報センター, 2013, p.255-256.)

※ただ、現実的には、大多数の公立図書館では1枚10円といった安価で提供しているため、この規定の意味はほとんどない?

● 45

3.複製

- 「図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて」の意味

図書館等の施設において複製の対象となり得るのは、図書館等の図書・記録その他の資料に収録されている著作物ということになります。単に図書館等の資料と書いてありますが、全国津々浦々の施設にある資料をどれでもコピーできるということではなく、複製しようとする施設の蔵書とか保管資料を意味するものであります。

(加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』著作権情報センター, 2013, p.256.)

∴他館借受資料とインターネットHPは除外。

● 46

3.複製

他館借受資料については、「[借受ガイドライン](#)」により図書に限り一定条件で認められることに。

3. このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するものは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。

4. 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。

- (1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することが著しく困難である場合
- (2) 購入する予算を直ちに準備することができない場合、あるいは、全館セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することが著しく困難である場合。

● 47

3.複製

電子資料のプリントアウトサービスを可能とする根拠

…このように「刊行物」に電子媒体が含まれることとした場合、第31条第1号の図書館等における複製の対象となる「定期刊行物」にもCD-ROM等の電子媒体が含まれることとなるが、この点についてもこれらの電子媒体が紙媒体と同様に取り扱われている実態からすると、電子媒体を含むこととしても差し支えないと考えられる。電子媒体による「定期刊行物」についても、第31条により認められる複製の範囲は紙媒体の場合と変わらない。

「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」(平成12年12月 著作権審議会第1小委員会) http://www.cric.or.jp/houkoku/h12_12a/h12_12a.html のII (1)

● 48

3.複製

- 「図書館等の利用者の求めに応じ」の意味

⇒「図書館の利用者」：遠隔複写の利用者や法人等も含む。(かつては直接来館者のみを指すこととされていた)

著作権法第31条に該当しない複製

⑤来館者以外の者に提供する複製(ただし、当分の間、郵便の往復による利用者への直接の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。)

「複写に関するガイドライン(案)」(1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案)

⇒「求めに応じ」：具体的な申込みがあってから複製するという意味。SDIサービスのように、あらかじめ関心分野を登録してその関心分野に合ったと思われる文献を複写して提供する、というものは、具体的な申込みがないため同条では読めない。また、事前に予測して溜めておくような場合も読めない。

● 49

3.複製

- 「調査研究」の意味

(i)娯楽、営業活動などを除外する。

(ii)「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究(得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など)も含まれる。

鈴木「では、このいわゆる“調査研究”の目的が、営利であるか、非営利であるかは必ずしも関係ないですね」

佐野「依頼者の調査研究の用に供するものであれば、複製できるわけです」

佐野文一郎・鈴木敏夫著『改訂 新著作権法問題』(昭和54年、出版開発社) p.254

∴ 企業を宛名とする領収書を発行してもかまわない。

● 50

3.複製

- 「著作物の一部分」の意味

⇒「著作物」≠「資料」

∴ 論文集・短編集⇒論文・短編の一部分

写真集・画集・書集⇒写真や絵画、書の一部分

歌集・楽譜集・歌詞カード⇒1曲の半分

CDやレコードのジャケット⇒その半分

一枚ものの地図⇒地図の半分

住宅地図⇒見開きの半分

俳句・短歌・詩歌・事典の1項目⇒その半分。ただし、[「写り込みガイドライン」](#)で事実上複写可。

*楽譜、地図、写真集・画集(書七)、雑誌の最新号は除外。

● 51

3.複製

- 「一部分」=「半分」の根拠

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分以上を意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。

「著作権審議会第四小委員会(複写・複製関係)報告書」1976.9の第2章「2. 図書館等における複写複製」http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9_main.html#2_4

- 一著作物の範囲の画定方法

本件著作物は、各項目毎にまとまった内容を有しているものと窺われかつ著作者が明示されており、「各人の寄与を分離して個別に利用することができないもの」(著作権法2条12号)とはいえず…原告の請求した本件複写請求部分は、著作物の全部に当たるものであつて…

「多摩市立図書館事件判決」(東京地方裁判所平成7年4月28日判決)

● 52

3.複製

- 俳句・短歌の一首、事典の1項目等の複写

「複製物の写り込みに関するガイドライン」(平成18年1月1日)を適用。

(複製物の複製)

3 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、**著作物の一部分のみ**(以下「複製対象」という。)の複製を行うが、同一紙面(原則として1頁を単位とする)上に複製された複製対象以外の部分(写り込み)については、権利者の理解を得て、**遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。**

⇒マスキングしなくてもマスキングしたことにはせずよ、ということ。

● 53

3.複製

- 地図の複写範囲の解釈

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。

* 詳細な解説⇒「地図の著作権」(リサーチ・ナビ)
http://mavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-501008.php

- 冊子体の地図が見開きの片ページまでに限定される理由

なお、弊社では住宅地図の製作工程を踏まえ、著作権法の趣旨に沿った検討を重ねた結果、上記3の通り、複写を区割り図の半分を超えないこととする結論にいたしました。

この結論にいたるまでの弊社の考え方は、以下の通りです。

- 弊社住宅地図は、各区割り図ごとに創作されたものである。
- 住宅地図帳そのものは別個独立の著作物である各区割り図の集合体である。
- 弊社住宅地図について、著作権法31条における著作物とは、区割り図(住宅地図見開き2頁)をいう。
- 著作権法31条により複写サービスを許される著作物の一部とは、弊社住宅地図については、各区割り図(住宅地図見開き2頁)の半分(1頁相当分)を超えない範囲をいう。

(出典) 株式会社ゼンリン「住宅地図の複写」について 平成17年1月11日

● 54

3.複写

• 地図の複写範囲の解釈

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、**国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。**

- 国土地理院作成地図の取扱い（平成20年国地総務第325号）

42. 図書館における国土地理院の測量成果の複製について教えてください。

著作権法第31条において、複製の目的が営利性を有せず学術調査・研究の場合に限り、図書館において、1人につき一部、地図一図葉の複製が可能です。

「承認申請Q&A」国土地理院ホームページ
<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-qa.html>

● 55

3.複写

- 「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」の意味

⇒「発行後相当期間」：次号発行又は3カ月経過後

a 第1号関係
「発行後相当期間」 次号が出されるまで（発行後3か月経過後でも次号が発行されないものは3か月経過後）とする。

「複写に関するガイドライン（案）」（1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案）

- 最新号が×というわけではなく、図書等と同じ扱い。
∴ 最新号を×にするためには別の理屈が必要。

● 56

3.複写

- 「一人につき一部」の意味

⇒字義どおりです。

- 「後日半分」「知人と手分け」「他館で半分」問題

⇒注意を払うのは限度あり。対応可能な範囲でよいのでは？

- 分冊の取扱い：「一著作物」がどこまで続くか。
- 付図・付録の取扱い：本文で言及あれば「一著作物」。
- 図版となっている地図や写真：本文と一体で考えるというところでよいのでは。

● 57

3.複写

- 携帯電話等での所蔵資料の撮影
- 利用者が所持する複製機器（携帯電話のカメラなど）での複製（撮影も含まれます）には、著作権法31条が適用されず、著作権法30条1項（私的使用のための複製）の規定により、著作権者の許諾なしに行えると解するのが一般的。
- ただ、著作権者の経済的利益への配慮や利用者のプライバシー保護、静謐な利用環境の保持のために制限する図書館が多い。

● 58

4. 保存のための複製

- 著作権法第31条第1項第2号では、図書館等に対して「図書館資料の保存のための複製」を認める。
- 「損傷、紛失の防止等のため」と「記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替のため」に行うことが可能。
- デジタル化により行うことも可能だが、用途は元の図書館資料で行い得た範囲に限定。

【参考文献】平成26年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について。文化審議会著作権分科会（第41回）配布資料3。2015。
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/41/pdf/shinyo_3.pdf

● 59

5. 蔵書とするための複製

- 著作権法第31条第1項第3号では、
 - 他の図書館等の求めに応じ、
 - 絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（絶版等資料）の、
 - 複製物を**提供すること**を、認めています。（入手したい館がその資料を借りて複写するものではありません）
- 「絶版その他…困難な」とは？
 - 通常の入手経路で入手できない（新刊書で入手できない）場合（cf. [借受ガイドライン](#)第4項（1））
 - 単に当該資料の価格が高価であること、その入手に長期間を要することなどは、複製を認める理由とはならない

● 60

6. 表紙の利用

- 許諾が必要、と考えるのが一般的な解釈。
- ただ、「読み聞かせ団体による著作物の利用について」には、以下の記述が。
「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる。ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名（作・文・絵・写真など）・出版社名を必ず一併表記すべき」
- 著作権法47条の2の規定を活用する方法も（後述）
- 風景の一部として写り込んでしまう場合は許諾不要（[著作権法30条の2](#)）

●61

6. 表紙の利用

「写り込み」による利用（30条の2等）

- 写真の撮影、録音・録画の際、意図的でなく写り込んだ絵画や写真・映像、流れ込んだ音楽については、そのまま使ってもよい、としたもの。

⇒広報パンフ用の閲覧室の写真に「たまたま」資料が写り込んでも気にする必要がない、という程度か？

*「写し込み」（意図的に著作物を写し込む場合）やイラストを書くような場合には「適用されない」とこととされています。

⇒展示会のポスターを作成する際に展示資料が写ることを意図して写真を撮影するような場合や、展示会ポスターに展示資料をイラストで描くような場合は含まれません。

●

6. 表紙の利用

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によつて著作物を創作するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴つて複製又は翻案することができる。〔ただし書略〕
2 前項の規定により複製又は翻案された付随対象著作物は、同項に規定する写真等著作物の利用に伴つて利用することができる。〔ただし書略〕

●

●

6. 表紙の利用

■著作権法47条の2の規定を活用する方法

- 資料の貸出を周知するための表紙画像の使用
⇒ネットオークション等のための著作物の複製（[著作権法第47条の2](#)）の規定を適用することによって可能に。

【要件】

- (i) 実際に貸出対象となる現物資料の表紙を使うこと。
- (ii) 大きさの制約（紙：50cm以下、電子：32,400画素〔非プロテクション〕or90,000画素〔プロテクション有り〕）（[著作権法施行規則第4条の2](#)）

●64

6. 表紙の利用

著作権法第47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

●65

6. 表紙の利用

著作権法第47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

表紙に絵や写真を含む資料と解釈できる。

典拠①：文化庁長官官房著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律（平成21年改正）」について「コピライト2010.1, p.21-50. p.32.

典拠②：池村聡『別冊著作権法コンメンタール 平成21年改正解説』勁草書房, 2010, p.63-64.

●66

6. 表紙の利用

典拠①：文化庁長官官房著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律（平成21年改正）について」コピーライト 2010.1, p.21-50.のp.32.

…また、**漫画や画集等の譲渡等**を行おうとする際に、掲載されている画像の範囲が、**表紙**その他商品の紹介に必要な**ページ**以外のページにまで広く及んでいるような場合…なども、譲渡等から離れて単に画像の掲載そのものを目的としているとして、これらの要件を満たさないと評価されることがあろう。

⇒ 表紙の画像の掲載については、譲渡等の申出に必要な範囲と認められているものと読み取れます。

● 67

6. 表紙の利用

池村聡『別冊著作権法コンメンタール 平成21年改正解説』勁草書房、2010、p.63-64。（「2.音楽CD等のジャケット、書籍の表紙等の取扱い」）

実務上、…書籍や雑誌等の出版物のオンライン販売サイトにおいて、…出版物の表紙画像が掲載される場合があるが、こうした行為につき本条が適用されるかが問題となる。

ここで、売買の対象となる著作物については、…表紙（美術の著作物または写真の著作物）ではなく、あくまで…出版物に掲載されている言語の著作物であると…考えれば、いずれも本条は適用されないと解することになろう。しかしながら、…出版物の表紙の中には、**それ自体美術の著作物や写真の著作物と評価され得るものも多く存在し、消費者として、…表紙のデザインが購買動機に大きく寄与している場合もあるのではないか**と思われる。…さらに、**同一商品の重複購入を防止**するという観点からも、こうした画像情報を掲載する必要性も取引上一定程度認められると考えられる。

こうした観点から、…書籍等の表紙画像の掲載についても、**本条が定める要件をすべて満たすことを前提として、本条は適用になるものと解される。**

● 68

6. 表紙の利用

著作権法第47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を侵害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、**その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。**

図書館と解釈できる。

● 69

6. 表紙の利用

著作権法第47条の2

資料の貸出しは写真の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、**その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。**

資料の貸出しのこと。

資料の現物と解釈できる。

複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合

● 70

6. 表紙の利用

著作権法第47条の2

美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権原を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を侵害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権原を有する者又はその委託を受けた者は、**その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。**

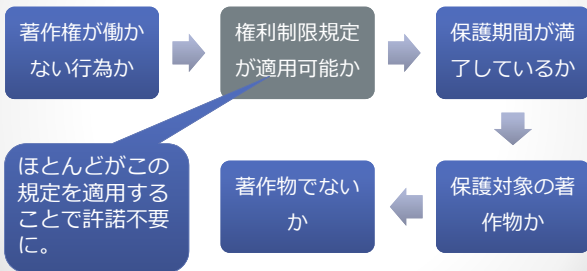
資料の貸出しを呼び掛ける目的、という趣旨。

● 71

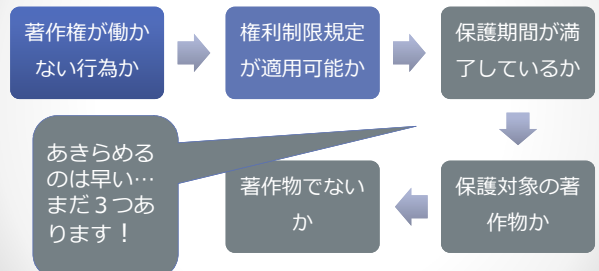
権利制限規定が適用できないときは？

…
著作権と図書館

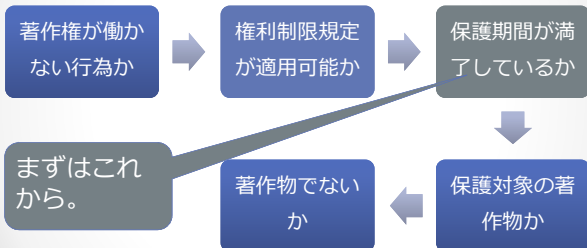
「権利制限規定」の働き



許諾が必要かのチェックリスト

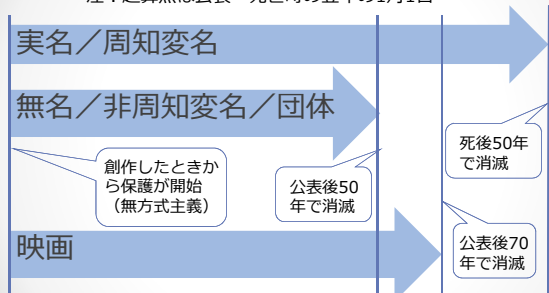


許諾が必要かのチェックリスト



著作権の保護期間

注：起算点は公表・死亡時の翌年の1月1日



注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅しています。

著作権の保護期間

- 活用例：青空文庫 <http://www.aozora.gr.jp>
著作権が消滅した文学作品を中心にテキスト化を行い、無料でネットで公開するサイト。
- (例) 太宰治 (1909-1948) の作品
吉川英治 (1892-1962) の作品
- * 江戸川乱歩 (1894-1965)、谷崎潤一郎 (1886-1965)、三島由紀夫 (1925-1970) などが、今年12月31日で保護期間満了。

太宰治「人間失格」

人間失格

太宰治

+目次

はしがき

私は、その男の写真を三葉、見たことがある。
一葉は、その男の、幼年時代、とても言うべきであるが、十歳前後かと推定される頃の写真であって、その子供が大勢の女のひとに取りつかまされ、(それは、その子供の姉たち、妹たち、それから、従姉妹たちかと想像される) 庭園の池のほとりに、荒い髪をはいで立ち、首を三十度ほど左に傾け、醜く笑っている写真である。醜く? けれども、醜い人たち (つまり、美麗などに関心を持たぬ人たちは)、面白くも何とも無いような顔をして、
「可愛い坊ちゃんですね」

吉川英治「三国志」

二国志

序

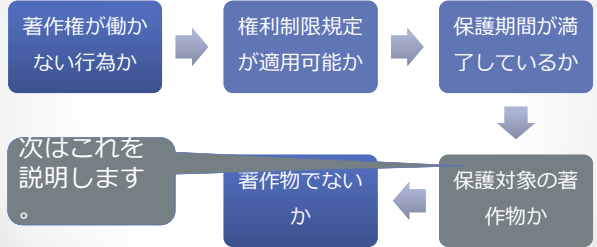
吉川英治

三国志は、いうまでもなく、今から約千八百年前の古典であるが、三国志の中に活躍している登場人物は、現在でも中国大陸の至る所にそのまま居るような気がする。——中国大陸へ行って、その雑多な庶民や要人などに接し、特に親しんでみると、三国志の中に出て来る人物の誰かしらとぎっと似ている。或いは、共通したものを感ずる場合がしばしばある。

だから、現代の中国大陸には、三国志時代の治乱興亡がそのままあり、作中の人物も、文化や姿こそ変わっているが、なお、今日にも生きているといっても過言でない。

x
三国志には、詩がある。
単に膨大な治乱興亡を記述した戦記軍談の類でない所に、東洋人の血を大きく持つ一種の詩情と音楽と色彩が流れている。

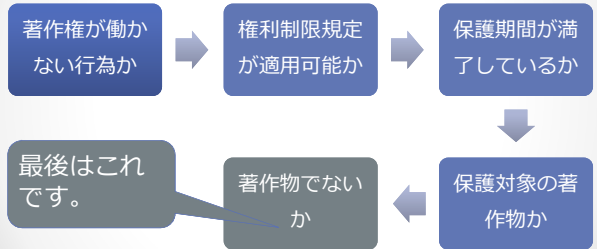
許諾が必要かのチェックリスト



著作権で保護されない著作物

1. 公的機関作成の著作物の一部
憲法・法律、告示・通達類、裁判所等の判決、これらの公的な翻訳・編集物（著作権法13条各号）
2. 特定の国の著作物の場合
国交がない国・国際条約未加入国（北朝鮮、イラク、イラン、ウズベキスタン、サンマリノなど）の著作物（著作権法6条）

許諾が必要かのチェックリスト



著作物でないもの

- ① 思想又は感情を表現していないもの
客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号…）など。
- ② 創作的でないもの
（例） 5W1Hしか書いていないような記事
複製・翻刻
複製画・複製写真
時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）
題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

著作物でないもの(続)

- ② 創作的でないもの（続）
（例） あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にしただけのもの
※ 新聞の見出しの利用をめぐる争われた裁判において、ほとんどの新聞の見出しは著作物に当てはまらない（ありふれた表現のため）とした判決あり（知財高裁平成17年10月6日判決「ヨミウリ・オンライン事件控訴審判決」）。
- ③ 表現されていないもの
アイデア、着想など。
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの
工業製品、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ、型紙等

関連サイトなどのご紹介

・・・
著作権と図書館

● 85

Q&Aサイト

- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）
<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>
- 大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）
http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA_v8.pdf
- 著作権Q&A（著作権情報センターHP）
<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>

● 86

解説ページなど

- 著作権パンフレット（著作権情報センターHP）
<http://www.cric.or.jp/publication/pamphlet/index.html>
- 著作権テキスト 平成27年度（文化庁HP）
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/h27_text.pdf
- 教えて！著作権 第1回 著作権とは？著作物を利用する、とは？（J-STAGE HP）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/53/7/53_7_381/article/-char/ja/

● 87

情報源

- 著作権（文化庁HP）
<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>
- 公益社団法人著作権情報センターHP
<http://www.cric.or.jp/>
- カレントアウェアネス・ポータル（国立国会図書館HP）
<http://current.ndl.go.jp/>

● 88

情報源

- 加戸守行 著. 著作権法逐条講義. 6訂新版. 著作権情報センター, 2013.8. 1070p ; ISBN 978-4-88526-073-5 ;
- 小倉秀夫, 金井重彦 編著. 著作権法コンメンタール. レクスネクシス・ジャパン, 2013.5. 1777p ; ISBN 978-4-902625-69-1 ;
- 半田正夫, 松田政行 編. 著作権法コンメンタール.. 勁草書房, 2009.1. [3分冊]
- 池村聡 著. 著作権法コンメンタール.. 勁草書房, 2010.5. 207, 89p ; ISBN 978-4-326-40258-8 ;
- 著作権法コンメンタール.. 勁草書房, 2013.3. 209,28p ; ISBN 978-4-326-40283-0 : [平成24年改正解説 / 池村聡, 壹貴田剛史 著.]
- 文化庁文化庁著作権課内著作権法令研究会 編. 著作権関係法令実務提要. 第一法規出版, 1980.8- 冊 (加除式) ;

● 89